

議案第 61 号

夏休み自然体験教室 30 周年に関わる感謝状の贈呈について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 7 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり贈呈する。

(提案理由)

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要がある。

夏休み自然体験教室 30 周年に関わる感謝状の贈呈について

1 趣旨

墨田区児童約 30 名が夏休みに 3 泊 4 日で山形県高畠町を訪問し、ホームステイ体験等を行っている「夏休み自然体験教室」事業は、昭和 61 年の開始当初から『たかはた墨田交流事業運営委員会』の協力のもとで実施され、平成 28 年度には 30 周年を迎える。これまでの協力に対して感謝の意を表すため、感謝状を贈呈する。

2 交付基準

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第 2 条第 2 号

3 交付団体の概要

(1) 名 称

たかはた墨田交流事業運営委員会（会長：大木 寛（元高畠町議会議員））

(2) 組 織

元高畠町議会議員、高畠町立和田小学校校長及び PTA 会長、ホームステイ受け入れ先等からなる。事務局は高畠町教育委員会社会教育課

4 交付日

平成 28 年 7 月 25 日（月）予定

5 交付主体

墨田区教育委員会教育長

6 贈呈式について

平成 28 年度の「夏休み自然体験教室」の実施に併せて、30 周年記念式典を開催し、その際に教育長からの贈呈を予定している。現在、高畠町教育委員会とは調整中である。

行政財産使用許可について（豎川中学校外1校）

1 理由

平成28年6月6日付けで、株式会社ジェイコム東京すみだ・台東局より、豎川中学校外1校の土地に係る行政財産使用許可申請があった。申請の内容について確認したところ、墨田区公有財産管理規則第21条の2第2号に該当するものであり、管理運営上支障が認められないため、行政財産使用許可を行うこととした。

2 財産の表示

(1) 豎川中学校

所在 墨田区亀沢四丁目2番1

種類 土地

数量 0.41m²（電柱1本分）

(2) 押上小学校

所在 墨田区押上三丁目492番

種類 土地

数量 0.41m²（電柱1本分）

3 使用を許可する相手

住所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号

リバーサイド隅田セントラルタワー8階

氏名 株式会社ジェイコム東京すみだ・台東局

局長 池田 将人

4 使用目的

電源供給器設置の用に供するため

5 行政財産使用許可期間

平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

6 月額2,754円（月額1,377円×本柱2本）

公園の占有料との整合性を図るため、墨田区立公園条例第12条第1項の規定に基づき算出した額とした。

7 行政財産使用許可書及び関係法令

別紙のとおり

行政財産使用許可書

住所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号
 リバーサイド隅田セントラルタワー8階
 氏名 株式会社ジェイコム東京すみだ・台東局
 局長 池田 将人

平成28年6月6日付けをもって申請のあった墨田区行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

平成28年 月 日

墨田区教育委員会

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

NO	学校名	所在地	種類	電柱	面積(m ²)
1	豎川中学校	墨田区亀沢四丁目2番1	土地	1	0.41
2	押上小学校	墨田区押上三丁目492番	土地	1	0.41

使用部分 別紙図面のとおり

(用途)

第2条 使用者は、使用物件を電源供給器設置の用に供しなければならない。

(使用期間及び更新をする場合の申請)

第3条 使用期間は、平成28年7月1日から平成30年6月30日までの期間とする。

2 前項の使用期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の3月前までに書面をもって墨田区教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、月額2,754円（本柱は1本につき1,377円）とし、墨田区の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入しなければならない。

2 指定する納入期限までに使用料を納入しないときは、その納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年14.6%（納付期限の翌日から1月を経過する期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(使用料の改定)

第5条 経済事情の変化、不動産価格の変動等により使用料の額が不相当になったとき

は、これを改定することができる。

(経費の負担等)

第6条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の諸設備の実費を負担しなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用物件の現状を変更し、若しくは使用物件に修繕を加え、又は使用物件に工作物を設置してはならない。ただし、あらかじめ詳細な理由を付した書面をもって墨田区教育委員会に申請し、その承認を受けたときは、この限りでない。

(転貸譲渡の禁止)

第8条 使用者は、使用許可に基づく権利を担保に供し、若しくは第三者に譲渡し、又は使用物件を転貸してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該使用許可を取消し又は変更することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用物件の管理が良好でないと認められるとき。
- (3) この許可条件に違反する行為があると認めるとき。

(損失の不補償及び使用料の不還付)

第10条 前条の規定により、使用許可の取消し又は変更をした場合において、使用者に損失が生じたとしてもその補償をしない。

2 既に納めた使用料は還付しない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときはその全部又は一部を返還することができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間の途中で使用物件を返還しようとするときは、指定された期日までに当該使用物件を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責に帰する理由によって使用物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該物件の損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、使用者の負担において、原状に回復したと認められたときは、この限りでない。

2 前項に定めるものを除くほか、使用者は、この許可条件に違反したため区に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

3 前2項の損害賠償金の額は、墨田区教育委員会が算定した額とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件の維持、保存、改良のため支出した有益費、必要費その他の費用については、これを請求しないものとする。

(実地調査等)

第14条 墨田区教育委員会が使用物件について実地に調査し、又は所要の報告を求めた場合は、使用者は、この調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(疑義の決定)

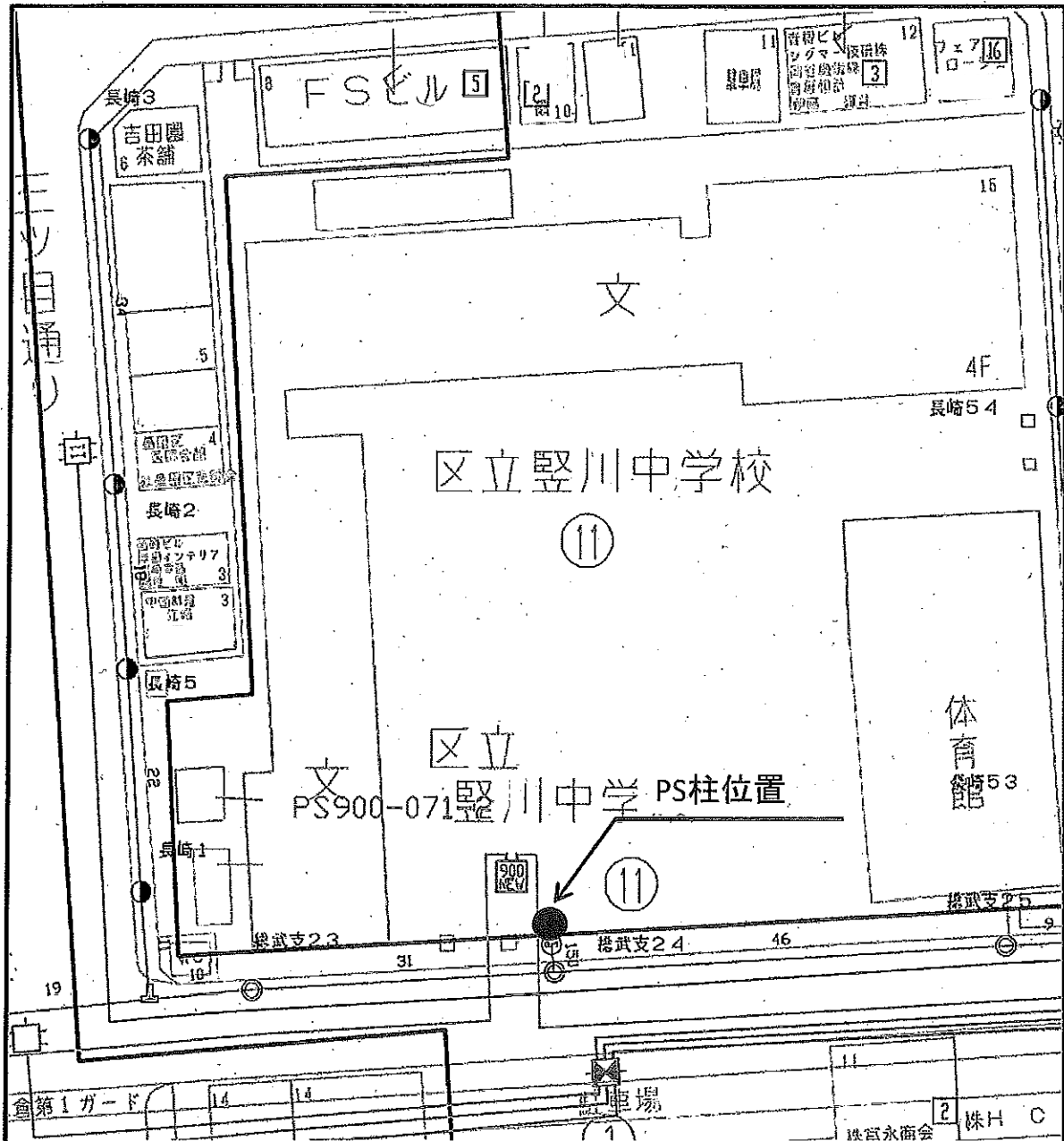
第15条 この許可条件について疑義があるとき又は定めのない事項については、協議のうえ墨田区教育委員会が決定する。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- 3 当分の間、第4条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

No. 1 行政財産使用許可申請

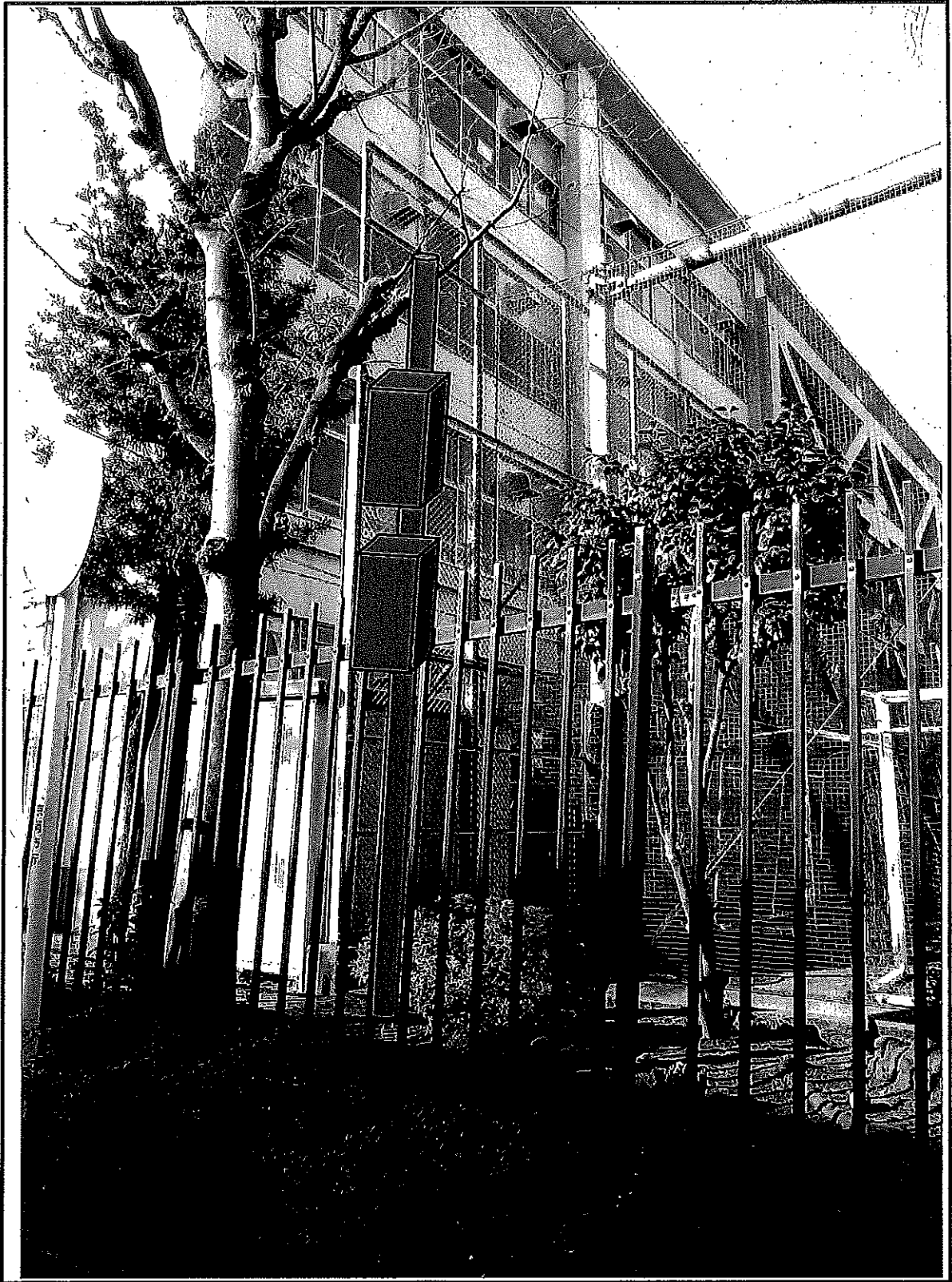
豎川中學校

墨田区亀沢四丁目2番1(住所表記: 亀沢4-11-15)



【備考】

No. 1 豎川中学校



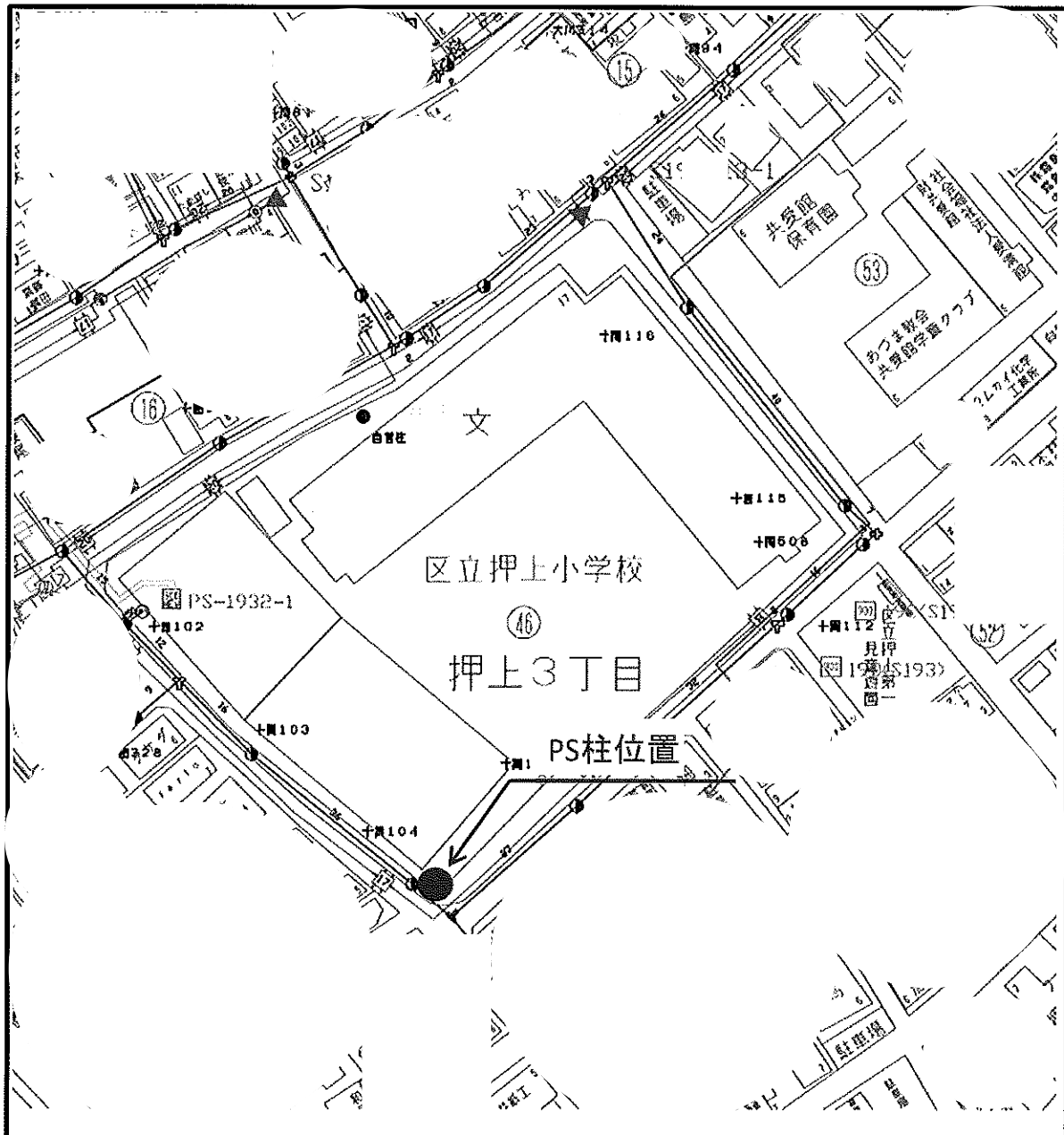
No. 2 行政財産使用許可申請

設置場所：

押上小学校

地 番：

墨田区押上三丁目492番(住所表記：押上3-46-17)

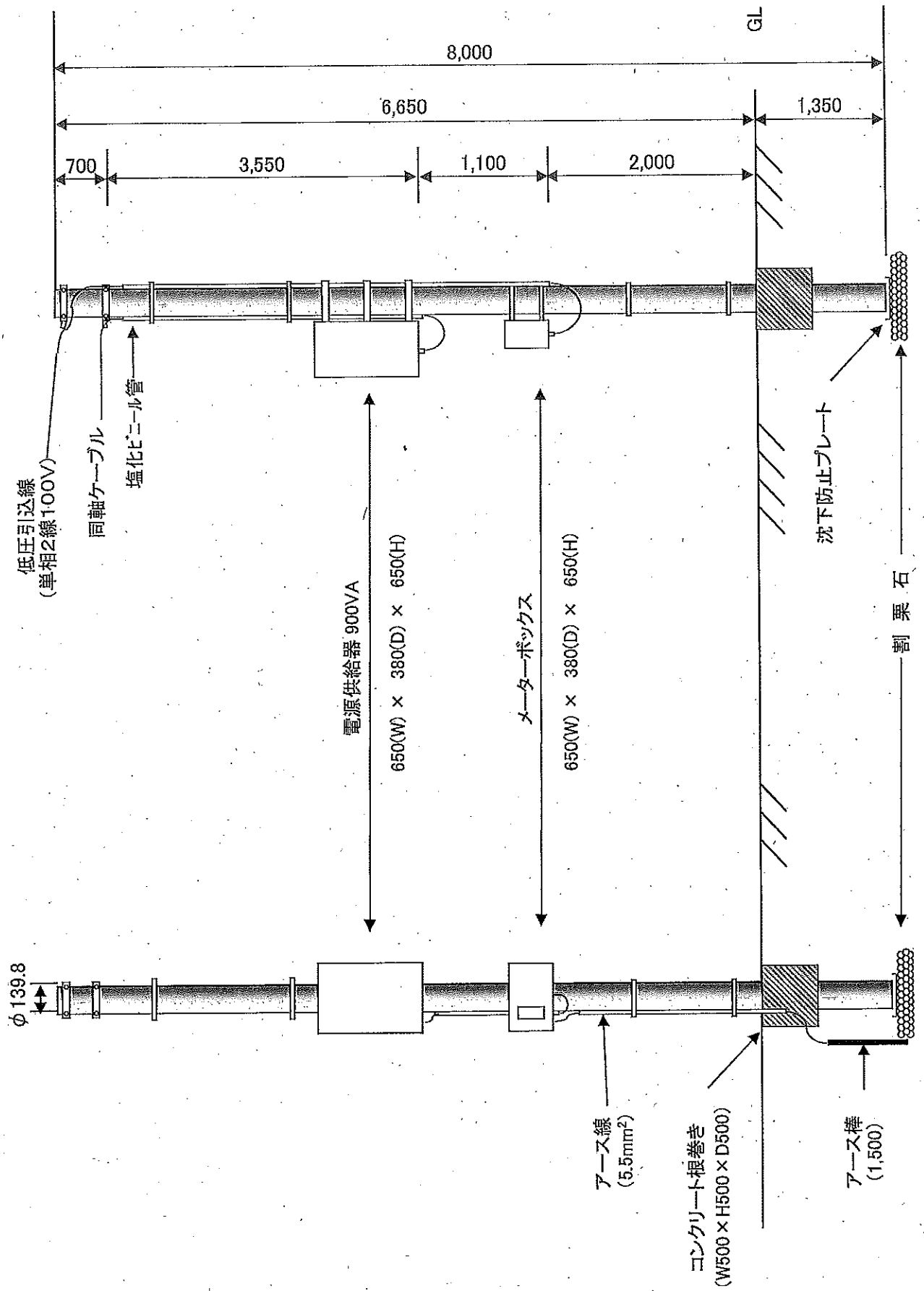


【備考】

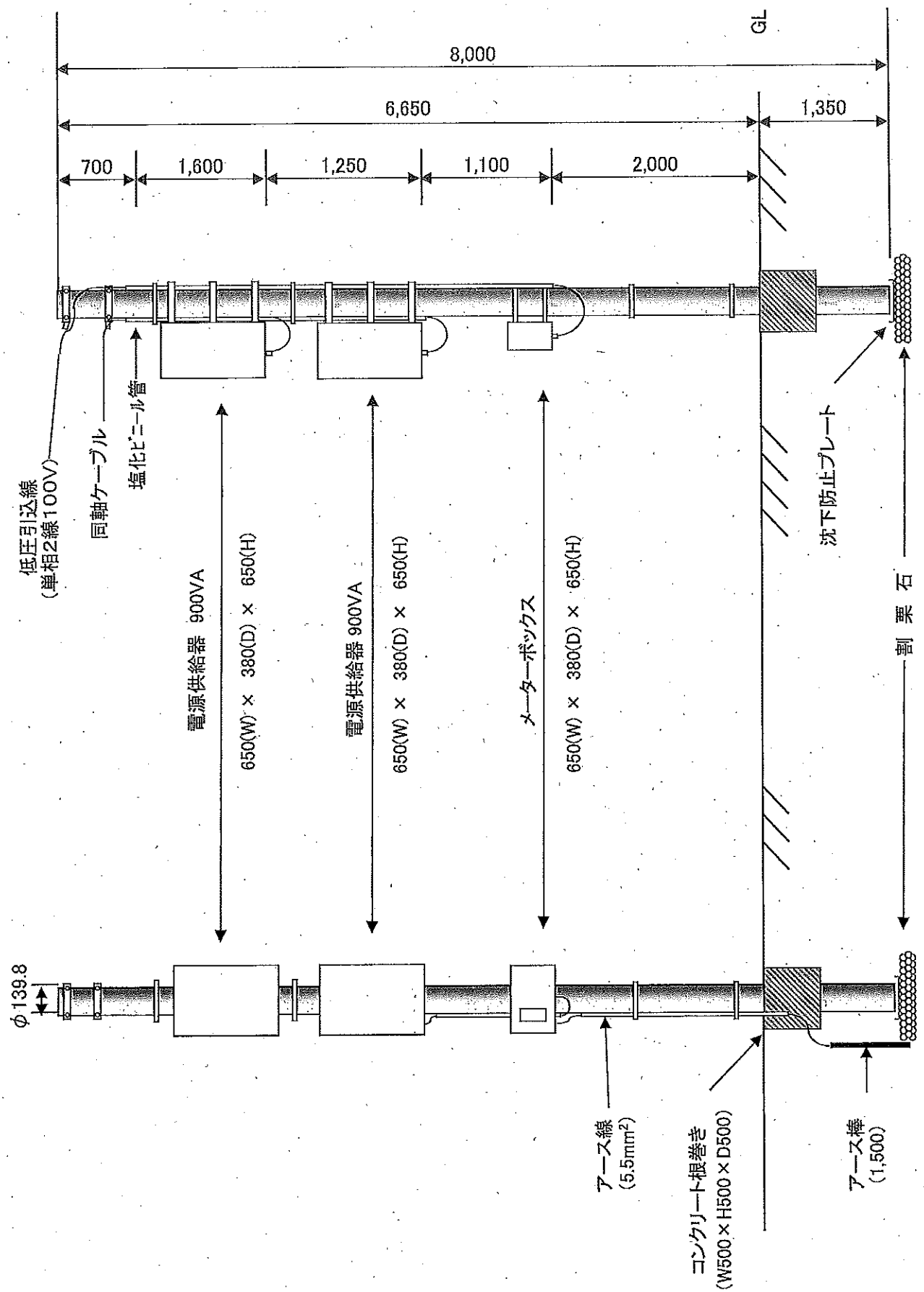
No. 2 押上小学校



電源供給器設置標準工法図 (900VA)



電源供給器設置標準工法図 (900VA)



行政財産使用許可申請書

平成 28 年 6 月 6 日

墨田区教育委員会 様

〒131-8584

東京都墨田区堤通1丁目19番9号

リバーサイド隅田セントラルタワー8階

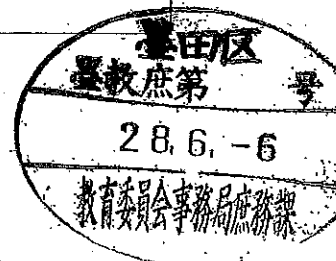
株式会社ジェイコム東京 すみだ

局長 池田 将人

下記のとおり墨田区行政財産の使用許可を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

使用物件	所在地	墨田区亀沢四丁目2番1 外1箇所
	種類	土地
	名称	竪川中学校 外1校
	数量	電柱 2本 使用面積 0.82㎡
	使用部分	別紙のとおり
使用期間		平成28年 7 月 1 日から 平成30年 6 月 30 日まで
使用目的		電源供給器設置のため
備考		担当者 〒111-0024 東京都台東区今戸1-14-4 株式会社ジュピターテレコム 関東東技術センター 施設管理グループ 芦原 勝也 TEL: 03-6796-7200

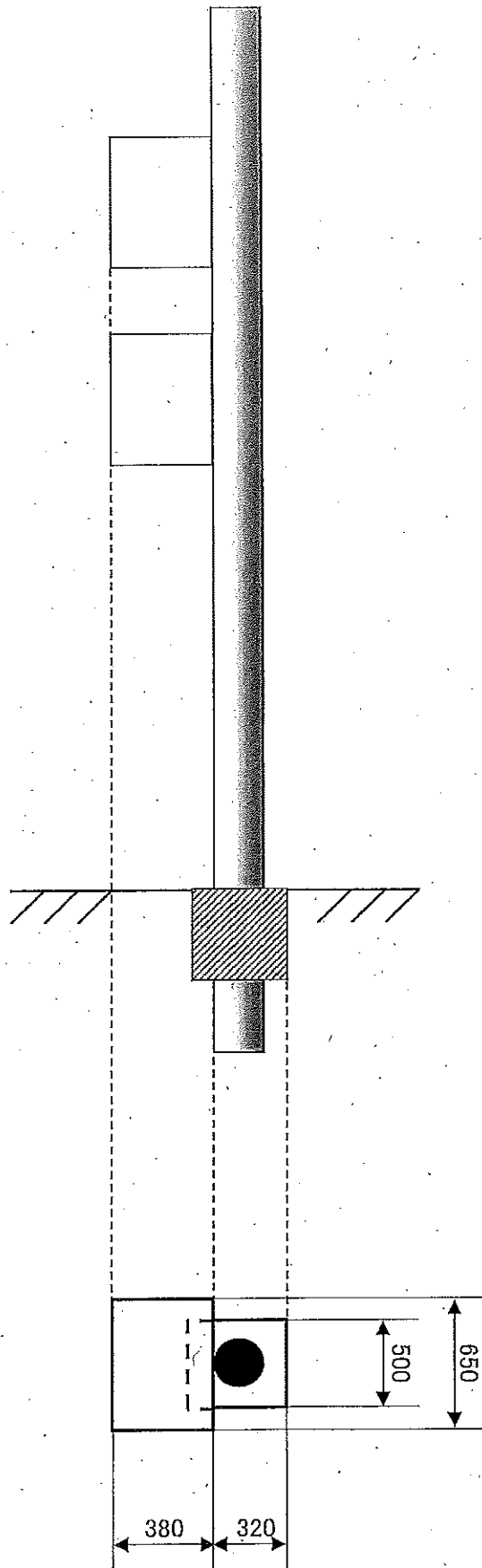


使用物件内訳

No.	学校名	所在	種類	電柱(本)	※面積(m ²)
1.	豎川中学校	墨田区亀沢四丁目2番1	土地	1	0.41
2	押上小学校	墨田区押上三丁目492番	土地	1	0.41
合計				2	0.82

※電柱一本あたりの面積 別紙参照

行政財産使用面積 積算



使用面積【㎡】

$$\textcircled{1} 0.32 \times 0.5 = 0.16$$

$$\textcircled{2} 0.65 \times 0.38 = 0.247$$

$$\approx 0.25$$

①+②

$$0.16 + 0.25 = 0.41 \text{㎡}$$

①地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第7項

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4第7項

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

②墨田区公有財産管理規則（昭和39年墨田区規則第12号）第21条の2第2号

（使用の許可）

第21条の2 法第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可することができる場合は、次のいずれかに該当するときに限るものとする。

(2) 運輸、電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合

③墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）第12条第1項

（占用料）

第12条 公園を占用する者からは、別表第4の範囲内で規則で定める占用料を徴収する。

別表第4

（平16条10・全部改正、平19条11・平22条12・平25条22・平27条14・平28条21・一部改正）

公園の占用料

種別	単位	金額	
電柱、標識	1本、1月	1,377円	
水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル、1月	612円	
鉄塔	1平方メートル、1月	1,020円	
変圧塔、マンホール類	1か所、1月	1,020円	
郵便差出箱、信書便差出箱	1か所、1月	408円	
公衆電話所	1か所、1月	1,020円	
地下の占用物件	1平方メートル、1月	地上露出部分	721円
		地下部分	306円
高架の占用物件	1平方メートル、1月	510円	
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル、1月	823円	
写真撮影のための常時占用	撮影機1台、1月	8,160円	
写真撮影のための臨時的な占用	1回(1時間以内)	12,750円	
その他の占用	1平方メートル、1日	34円	

すみだ郷土文化資料館の^{くんじょう}燻蒸作業等に伴う臨時休館について

1 臨時休館日とする日

平成28年8月24日（水）及び25日（木）の2日間

2 目的

虫害・カビ等によるすみだ郷土文化資料館の収蔵資料の劣化・汚損を防ぐため燻蒸作業を実施する。

作業は人体に有毒なガスを使用するため、来館者の安全確保を図り、閉館とする。

3 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第7条第2項

4 区民への周知

区のお知らせ（8月11日号）及びホームページに掲載する。

4階特別収蔵庫燻蒸作業工程表

平成28年	館の状況	作 業 内 容
8月21日(日)	開館日	準備作業、投薬作業PM5:30～ 夜間保守
8月22日(月)	定期休館日	漏洩検査、濃度測定(追加投薬) 夜間保守
8月23日(火)	館内整理日 (職員週休日)	漏洩検査、濃度測定(追加投薬) 準備、ガス抜き作業PM6:30～ 夜間保守
8月24日(水)	臨時休館日 (職員出勤)	ガス抜き作業 夜間保守
8月25日(木)	臨時休館日 (職員出勤)	ガス抜き作業 夜間保守
8月26日(金)	開館日	ガス抜き作業 資材全撤去 安全確認
8月30日(火)	開館日	濃度測定

1階・2階・3階・4階（特別収蔵庫を除く）・5階工程表

平成28年	館の状況	作 業 内 容
8月23日(月)	休館日	ブンガノン殺虫噴霧4・5階
8月24日(水)	臨時休館日 (職員出勤)	資料館専門員資料養生作業1～3階 ブンガノン殺虫噴霧1～3階 PM5:30～
8月25日(木)	臨時休館日 (職員出勤)	安全確認 資料館専門員資料開梱作業1～3階

※ 特別収蔵庫の燻蒸作業は、特殊な薬剤(アルプ)を使用する。

※ 4階事務室には24日(水)から入室可能。

※ 1～3階展示室は26日(金)から一般利用可能

※ 特別収蔵庫は8月30日(火)から入室可能